



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年12月26日火曜日 第1824号

◇ 目 次 ◇ 告 示

特約業者の指定.....1067
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可
 申請の概要.....1067
 保安林予定森林.....1069
 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認（2件）.....1070
 付保義務の発生.....1070
 付保義務の消滅.....1070
 道路の区域変更（県道落合久万線）.....1070
 道路の供用開始（ " ）.....1071
 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）.....1071
 土砂災害警戒区域の指定.....1073
 都市計画区域の変更.....1073
 都市計画の決定.....1074
 都市計画の変更（2件）.....1074
 道路の位置の指定.....1074

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....1074
 海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画.....1075

任 免 辞 令

高松 定一 外.....1076

告 示

○愛媛県告示第1798号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の6の4第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定をした。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

氏名又は名称及び代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指 定 年 月 日
有限会社二宮石油店 代表取締役 二宮 正光	西宇和郡伊方町湊浦589番地1	平成18年 12月6日

○愛媛県告示第1799号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び松前町役場において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ヤマキフーズ株式会社
 伊予郡松前町大字大間 235 番地
 取締役社長 城戸 章一

2 事業場の名称及び所在地

ヤマキフーズ株式会社
 伊予郡松前町大字大間 235 番地

3 特定施設に関する事項

(1) 水産動物原料処理施設

特 定 施 設 の 種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第3号 イ水産動物原料処理施設	
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり2,000キログラム処理	
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後2ヶ月	
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日	
特 定 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	断 続	
特 定 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	4～7時間	
特 定 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	有 り （春～夏：4時間、秋～冬：7時間）	
特 定 施 設 か ら 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 320 最大 400
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 16 最大 20
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 12 最大 15
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.4 最大 3.0
汚 水 等 の 1 日 当 た り の 量 （ 単 位 立 方 メートル ）	通常 1.6 最大 2.0	

(2) 脱水施設

特 定 施 設 の 種 類	政令別表第1第3号 八脱水施設（3基）
特 定 施 設 の 能 力	1時間当たり1.5立方メートル処理
工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに
工 事 の 完 成 予 定 年 月 日	着手後2ヶ月
使 用 開 始 の 予 定 年 月 日	完成の翌日

特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8～12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り (春～夏：8時間、秋～冬：12時間)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 800 最大 1,000
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 160 最大 200
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 32 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 8
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2.4 最大 3.0	

(3) ろ過施設

特定施設の種 類	政令別表第1第3号 二ろ過施設	
特定施設の能力	1時間当たり5立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8～12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り (春～夏：8時間、秋～冬：12時間)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 320 最大 400
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 3.0

汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 10 最大 13
------------------------	----------------

(4) 湯煮施設

特定施設の種 類	政令別表第1第3号 水湯煮施設(3基)	
特定施設の能力	1時間当たり3立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後2ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	断 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	8～12時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	有 り (春～夏：8時間、秋～冬：12時間)	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0～8.0 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 320 最大 400
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 16 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 12 最大 15
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 2.4 最大 3.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 16 最大 20	

4 汚水等の処理施設に関する事項

工事着手予定年月日	許可後直ちに
工事完成予定年月日	着手後2ヶ月
使用開始予定年月日	完成の翌日
処理施設の種 類	化学処理、生物処理及び物理処理
処理施設の型 式	流動床式活性汚泥方式
処理施設の構 造	鉄筋コンクリート製 地上設置型
処理施設の主要寸法	縦4.5メートル 横42メートル 高さ5.8メートル
処理施設の能力	1日当たり270立方メートル処理

汚水等の処理の方式	中和、回転円板、担体投入型活性汚泥法、凝集沈澱		
処理施設の使用時間間隔	連 続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	有 り		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 800	通常 15 最大 20
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 400 最大 500	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 50 最大 60	通常 8 最大 10
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 8 最大 10	通常 1 最大 1.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 250 最大 270	通常 250 最大 270	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
排水口5(冷却水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2 最大 5
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.8 最大 1
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.1 最大 0.1
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 300 最大 400	

排水口6(排水処理水及び冷却水)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.0~8.0 最大 5.8~8.6
------------	---------------	--------------------------

	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 7
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 6 最大 9
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3 最大 4
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.4 最大 0.5
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 750 最大 920

備考 この他に、雨水排水口が6箇所ある。

○愛媛県告示第1800号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
西条市藤之石字見残戊83、字平松戊91の12から戊91の16まで、戊91の18
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 2(1) 保安林予定森林の所在場所
西条市丸野字樽ノ元4999、字目ゴヤ5075の1、5075の2、字畑カケ5112、字鯨石5116の1から5116の3まで、5117、字横道ノ下5119の1、5119の2
- (2) 指定の目的
土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字目ゴヤ5075の1、5075の2、字畑カケ5112、字鯨石5117、字横道ノ下5119の2
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

- 3(1) 保安林予定森林の所在場所
北宇和郡鬼北町大字内深田1806から1808まで、1810から1812まで、1814、1816から1819まで
 - (2) 指定の目的
干害の防備
 - (3) 指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
大字内深田1811・1812・1816(以上3筆について、次の図面に示す部分に限る)
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1801号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
えひめ中央農業協同組合	法第4条第2項第1号に掲げる事業	平成18年12月15日

○愛媛県告示第1802号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」とい

○愛媛県告示第1805号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬庚899番1から 同市丹原町鞍瀬庚898番3まで	旧	メートル 7.0~7.8	キロメートル 0.027	
			新	9.5~10.0	0.027	
"	"	西条市丹原町明河内1番2	旧	7.5~30.6	0.027	
			新	7.5~31.0	0.027	
"	"	西条市丹原町楠窪丁70番2	旧	4.5~5.0	0.015	
			新	4.5~15.0	0.015	

う。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称	変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類	承認年月日
越智今治農業協同組合	法第4条第2項第1号に掲げる事業	平成18年12月18日

○愛媛県告示第1803号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

(愛南水産課管内)

御荘加入区

○愛媛県告示第1804号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生(平成14年12月愛媛県告示第1984号)による保険に付すべき義務は、平成18年12月16日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則(昭和27年農林省令第18号)第26条の3の規定により告示する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

(愛南水産課管内)

御荘加入区

"	"	西条市丹原町明河丙375番2から 同市丹原町明河丙370番3まで	旧	10.5~12.0	0.034	
			新	10.5~18.8	0.034	
"	"	西条市丹原町明河6号385番3	旧	7.0~7.6	0.018	
			新	9.5~10.0	0.018	
"	"	西条市丹原町明河6号385番4	旧	8.4~10.8	0.023	
			新	10.2~26.5	0.023	

○愛媛県告示第1806号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	西条市丹原町鞍瀬庚899番1から 同市丹原町鞍瀬庚898番3まで	平成18年12月26日
"	"	西条市丹原町明河丙1番2	"
"	"	西条市丹原町楠窪丁70番2	"
"	"	西条市丹原町明河丙375番2から 同市丹原町明河丙370番3まで	"
"	"	西条市丹原町明河6号385番3	"
"	"	西条市丹原町明河6号385番4	"

○愛媛県告示第1807号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
神納(425-I-1480(1))	大洲市河辺町北平(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	神納(425-I-1480(1))	大洲市河辺町北平(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

白尾B(425-I-1497(1))	大洲市河辺町川崎(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	白尾B(425-I-1497(1))	大洲市河辺町川崎(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
神納A(425-I-2729(1))	大洲市河辺町北平(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	神納A(425-I-2729(1))	大洲市河辺町北平(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
用の山(425-I-2730(1))	大洲市河辺町北平(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	用の山(425-I-2730(1))	大洲市河辺町北平(次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
正覚川(424-1331-1)	大洲市肱川町中居谷(次の図のとおり)	土石流	正覚川(424-1331-1)	大洲市肱川町中居谷(次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

正覚川 (424 - 1331 - 2)	大洲市 肱川町 中居谷 (次の 図のと おり)	土石流	正覚川 (424 - 1331 - 2)	大洲市 肱川町 中居谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
正覚川 (424 - 1331 - 3)	大洲市 肱川町 中居谷 (次の 図のと おり)	土石流	正覚川 (424 - 1331 - 3)	大洲市 肱川町 中居谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
正覚川 (424 - 1331 - 4)	大洲市 肱川町 中居谷 (次の 図のと おり)	土石流	正覚川 (424 - 1331 - 4)	大洲市 肱川町 中居谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
正覚川 (424 - 1331 - 5)	大洲市 肱川町 中居谷 (次の 図のと おり)	土石流	正覚川 (424 - 1331 - 5)	大洲市 肱川町 中居谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
正覚川 (424 - 1331 - 6)	大洲市 肱川町 中居谷 (次の 図のと おり)	土石流	正覚川 (424 - 1331 - 6)	大洲市 肱川町 中居谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
篠谷川 (424 - 1336)	大洲市 肱川町 山鳥坂 (次の 図のと おり)	土石流	篠谷川 (424 - 1336)	大洲市 肱川町 山鳥坂 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
藤之原 川(42 4 - 134 4)	大洲市 肱川町 予子林 (次の 図のと おり)	土石流	藤之原 川(42 4 - 134 4)	大洲市 肱川町 予子林 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ヒソ川 (424 - 1345 - 1)	大洲市 肱川町 中津 (次の 図のと おり)	土石流	ヒソ川 (424 - 1345 - 1)	大洲市 肱川町 中津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ヒソ川 (424 - 1345 - 2)	大洲市 肱川町 中津 (次の 図のと おり)	土石流	ヒソ川 (424 - 1345 - 2)	大洲市 肱川町 中津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中津川 (424 - 1346 - 1)	大洲市 肱川町 中津 (次の 図のと おり)	土石流	中津川 (424 - 1346 - 1)	大洲市 肱川町 中津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中津川 (424 - 1346 - 2)	大洲市 肱川町 中津 (次の 図のと おり)	土石流	中津川 (424 - 1346 - 2)	大洲市 肱川町 中津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
中津川 (424 - 1346 - 3)	大洲市 肱川町 中津 (次の 図のと おり)	土石流	中津川 (424 - 1346 - 3)	大洲市 肱川町 中津 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
高野川 (424 - 1347 - 1)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	高野川 (424 - 1347 - 1)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
高野川 (424 - 1347 - 2)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	高野川 (424 - 1347 - 2)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

高野川 (424 - 1347 - 3)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	高野川 (424 - 1347 - 3)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
高野川 (424 - 1347 - 4)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	高野川 (424 - 1347 - 4)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
高野川 (424 - 1347 - 5)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	高野川 (424 - 1347 - 5)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
高野川 (424 - 1347 - 6)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	高野川 (424 - 1347 - 6)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
折尾川 (424 - 1349)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	折尾川 (424 - 1349)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
開道谷 川(42 4 - 135 1)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	開道谷 川(42 4 - 135 1)	大洲市 肱川町 大谷 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
野仁山 川(42 4 - 135 5)	大洲市 肱川町 宇和川 (次の 図のと おり)	土石流	野仁山 川(42 4 - 135 5)	大洲市 肱川町 宇和川 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
ノマン 谷(42 5 - 136 0)	大洲市 河辺町 川崎 (次の 図のと おり)	土石流	ノマン 谷(42 5 - 136 0)	大洲市 河辺町 川崎 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり
大旗西 川(42 5 - 138 1)	大洲市 河辺町 北平 (次の 図のと おり)	土石流	大旗西 川(42 5 - 138 1)	大洲市 河辺町 北平 (次の 図のと おり)	土石流	次の図のと おり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、大洲土木事務所及び大洲市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1808号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項及び第8条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加戸守行

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
黒島B (205 - 79 (1))	新居浜市黒島二丁目 (次の 図のと おり)	急傾斜地の崩壊	黒島B (205 - 79 (1))	新居浜市黒島二丁目 (次の 図のと おり)	急傾斜地の崩壊	次の図のと おり

垣生 A (205 - I - 86 (1))	新居浜市垣生三丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	垣生 A (205 - I - 86 (1))	新居浜市垣生三丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
垣生 B (205 - I - 87 (1))	新居浜市垣生三丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	垣生 B (205 - I - 87 (1))	新居浜市垣生三丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
東田 (205 - I - 89 (1))	新居浜市東田三丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	東田 (205 - I - 89 (1))	新居浜市東田三丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
光明寺 B (205 - I - 91 (1))	新居浜市光明寺一丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	光明寺 B (205 - I - 91 (1))	新居浜市光明寺一丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
光明寺 C (205 - I - 92 (1))	新居浜市光明寺一丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	光明寺 C (205 - I - 92 (1))	新居浜市光明寺一丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝の宮 (205 - I - 12 (1))	新居浜市滝の宮町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	滝の宮 (205 - I - 12 (1))	新居浜市滝の宮町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西の土居 A (205 - I - 12 (2))	新居浜市西の土居町二丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西の土居 A (205 - I - 12 (2))	新居浜市西の土居町二丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西の土居 B (205 - I - 12 (3))	新居浜市西の土居町二丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	西の土居 B (205 - I - 12 (3))	新居浜市西の土居町二丁目 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星越 A (205 - I - 12 (4))	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	星越 A (205 - I - 12 (4))	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星越 C (205 - I - 12 (6))	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	星越 C (205 - I - 12 (6))	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星越 D (205 - I - 12 (7))	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	星越 D (205 - I - 12 (7))	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星越 F (205 - I - 12 (9))	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	星越 F (205 - I - 12 (9))	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
星越 G (205 - I - 25 (5))	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	星越 G (205 - I - 25 (5))	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
王子 A (205 - I - 26 (4))	新居浜市王子町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	王子 A (205 - I - 26 (4))	新居浜市王子町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

王子 B (205 - I - 26 (5))	新居浜市王子町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	王子 B (205 - I - 26 (5))	新居浜市王子町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
滝の宮 (205 - I - 13 (2))	新居浜市滝の宮町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	滝の宮 (205 - I - 13 (2))	新居浜市滝の宮町 (次の図のとおり)	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上野川 (205 - 1001)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	土石流	上野川 (205 - 1001)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
奥之谷川 (205 - 1002)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	土石流	奥之谷川 (205 - 1002)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
明神谷川 (205 - 1004)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	土石流	明神谷川 (205 - 1004)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
宮之谷川 (205 - 1005)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	土石流	宮之谷川 (205 - 1005)	新居浜市大島 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり
西御茶屋谷川 (205 - 1073)	新居浜市西の土居町二丁目 (次の図のとおり)	土石流	西御茶屋谷川 (205 - 1073)	新居浜市西の土居町二丁目 (次の図のとおり)	土石流	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西条地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1809号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
御茶屋谷川 (205 - 1072)	新居浜市西の土居町二丁目 (次の図のとおり)	土石流
中山田川 (205 - 1076)	新居浜市星越町 (次の図のとおり)	土石流

(「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、西条地方局建設部及び新居浜市に備えて一般の縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1810号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第5条第6項において準用

する同条第1項の規定に基づき、次のように都市計画区域を変更する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画区域の名称
四国中央都市計画区域
(伊予三島都市計画区域、川之江都市計画区域及び土居都市計画区域を一の都市計画区域とし、四国中央都市計画区域とする。)
- 2 都市計画区域を変更する土地の区域
 - (1) 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし
 - (2) 都市計画区域から除外される土地の区域
なし

○愛媛県告示第1811号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第18条第1項の規定に基づき、次の都市計画を決定した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 都市計画の種類及び名称
四国中央都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 2 都市計画を定める土地の区域
四国中央都市計画区域

○愛媛県告示第1812号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

都市計画の種類及び名称

変 更 前	変 更 後
伊予三島都市計画区域 伊予三島臨港地区	四国中央都市計画区域 三島川之江臨港地区

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年12月14日	特定非営利活動法人 アクティブボランティアセンタ ー阿蔵の森	岡 西 利 雄	大洲市阿蔵甲1961番地1	この法人は、高齢者や障害者に対して多様な支援活動を展開するとともに、利用者の個性を大切にした訪問介護・グループホーム等の在宅介護事業を行う。又、地域環境の保全及び浄化活動に取り組み、住民が安心して暮らせる環境及び地域社会の実現に寄与することを目的とする。

○ 公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画（平成17年12月27日付け公告）を次のとおり変更した。
平成18年12月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

海洋生物資源の保存及び管理に関する愛媛県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

県は、海洋生物資源の保存及び管理の一層の推進を図るため、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する基本計画において定められた第1種特定海洋生物資源ごとの本県における漁獲可能量（以下「知事管理量」という。）及び第2種特定海洋生物資源の本県の漁業者に係る漁獲努力可能量（以下「知事管理努力量」という。）の管理に関し、次のとおり必要な措置を講じることとする。

- (1) 必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量又は漁獲努力量の公表その他の知事管理量及び知事管理努力量の管理の実効性を担保するための措置を講じるため、本県における第1種特定海洋生物資源の採捕実績（他県からの入漁者の採捕実績を含む。）及び本県の漁業者に係る第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努める。
- (2) 海洋生物資源の分布、回遊状況及び内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データ及び知見を蓄積するため、水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図る。

また、引き続き従来からの資源管理型漁業を推進するほか、法第13条第2項に規定する協定に係る制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、漁業者等による自主的な資源管理を推進することとする。

なお、本県における海洋生物資源の保存及び管理の推進に当たっては、他県からの入漁者の採捕実績に対し妥当な配慮を払うものとする。

2 知事管理量に関する事項

平成18年及び平成19年の知事管理量は、次表のとおりである。

第1種特定海洋生物資源	知 事 管 理 量			
	平成18年1月から12月まで	平成18年7月から平成19年6月まで	平成19年1月から12月まで	平成19年7月から平成20年6月まで
まあじ	8,000トン		6,000トン	
まいわし	若 干		若 干	
まさば及びごまさば		若 干		若 干

3 知事管理量の採捕の種類別の数量に関する事項

平成18年及び平成19年の知事管理量の採捕の種類別に定める数量は、次表のとおりとする。

また、資源に対する漁獲圧力が無視できるほど小さいと認められる漁業種類については、数量を明示しないこととした。

第1種特定海洋生物資源	採捕の種類	数 量	
		平成18年1月から12月まで	平成19年1月から12月まで
まあじ	中型まき網漁業及び小型まき網漁業	5,600トン	4,200トン

4 知事管理量（まあじにあつては、採捕の種類別の数量）に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 中型まき網漁業及び小型まき網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及びび定着を図ることとする。
なお、これらの漁業を営む者に対しては、採捕数量の報告を義務付けることとする。
- (2) まあじの採捕を目的とする一本釣り漁業及び遊漁については、その実態の把握に努め、数量管理の在り方について検討することとする。
- (3) まいわし並びにまさば及びごまさばについては、現状以上に漁獲努力量を増加させることがないように努めるとともに、漁獲数量が前年の漁獲実績程度となるように努めることとする。

5 知事管理努力量に関する事項

平成18年及び平成19年の知事管理努力量は、次表のとおりである。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	知 事 管 理 努 力 量					
		瀬戸内海		瀬戸内海		宇和海	
		平成18年4月1日から6月30日まで	平成18年9月1日から11月30日まで	平成19年4月1日から6月30日まで	平成19年9月1日から11月30日まで	平成18年10月1日から12月31日まで	平成19年10月1日から12月31日まで
さわら	さわら流し網漁業	16,660隻日	5,880隻日	16,590隻日	5,880隻日	7,490隻日	7,490隻日

6 知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別の数量に関する事項
平成18年及び平成19年の知事管理努力量の採捕の種類別及び海域別に定める数量は、次表のとおりとする。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	海 域	期 間	漁獲努力量
さわら	流し網漁業のうち、さわら流し網漁業及びさごし、めじが流し網漁業	さわら瀬戸内海系群資源回復計画に規定する燧灘及び安芸灘	平成18年4月1日から6月30日まで	16,660隻日
			平成19年4月1日から6月30日まで	16,590隻日
	さわら瀬戸内海系群資源回復計画に規定する伊予灘	平成18年9月1日から11月30日まで	5,880隻日	
		平成19年9月1日から11月30日まで	5,880隻日	
	さわら瀬戸内海系群資源回復計画に規定する宇和海	平成18年10月1日から12月31日まで	7,490隻日	
		平成19年10月1日から12月31日まで	7,490隻日	

7 知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

- (1) 瀬戸内海のさわらの資源の回復を図るため国が策定したさわら瀬戸内海系群資源回復計画の着実な実施を推進するとともに、漁業法（昭和24年法律第267号）第68条第1項の規定に基づく瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示による操業制限等が遵守されるように努めることとする。
- (2) さわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業については、許可隻数を現状以下とする等従来の操業規制を維持するほか、経済的・合理的な漁獲のための漁業者による自主的な管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。

なお、これらの漁業を営む者に対しては、操業海域ごとにそれぞれ4月1日から6月30日までの間、9月1日から11月30日までの間及び10月1日から12月31日までの間における操業実績の報告を義務付けることとする。

8 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査研究の充実強化を更に進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

任 免 辞 令

○任免辞令

11月17日

愛媛県事務吏員 高 松 定 一

死亡

11月30日

愛媛県事務吏員 中 川 泰 雄

願により本職を免ずる